ID:　83

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例　第5条
例規番号	平成2年条例第22号

【根拠条文】

（観覧料）

第5条　美術博物館に展示している美術博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校の児童・生徒及びこれらに準ずる者又は学齢に達しない者が観覧しようとするときは、無料とする。

別表第1（第5条関係）

区分	常設展示観覧料（1人につき）		特別展示観覧料（1人につき）
	個人	団体	2,030円の範囲内において市長がその都度定める額
一般	300円	240円	
大学生・高校生	200円	160円	

備考

1　常設展示観覧とは、美術博物館が平常的に展示する美術博物館資料の観覧をいい、特別展示観覧とは、美術博物館が特別に展示する美術博物館資料の観覧をいう。

2　団体とは、20人以上をいう。

3　大学生・高校生とは、法第1条に規定する大学・高等専門学校並びに高等学校の学生・生徒及びこれらに準ずる者をいう。

4　特別展示観覧料を納めた者の常設展示観覧料は、無料とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日